

名古屋 市公報	令和 6年 6月 5日 第255号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長官邸行政DX推進部法制課長 発行人	

目	次	ページ
規	則	
○ 期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第66号) 4
告	示	
○ 指定居宅サービス事業者等の指定	(健福・介護保険課)	(第272号) 5
○ 介護医療院の開設許可	(健福・介護保険課)	(第273号) 7
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止	(健福・介護保険課)	(第274号) 8
○ 指定介護老人福祉施設等の辞退	(健福・介護保険課)	(第275号) 10
○ 指定介護療養型医療施設の辞退	(健福・介護保険課)	(第276号) 11
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第277号) 12
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更	(健福・保護課)	(第278号) 17
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第279号) 19
○ 生活保護法による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第280号) 21
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第281号) 22
○ 生活保護法による指定医療機関の辞退	(健福・保護課)	(第282号) 23
○ 生活保護法による施術機関の指定	(健福・保護課)	(第283号) 24
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定	(健福・保護課)	(第284号) 26
○ 指定居宅サービス事業者等の指定	(健福・介護保険課)	(第285号) 27
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止	(健福・介護保険課)	(第286号) 32
○ 多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要	(緑土・都市農業課)	(第287号) 35
○ 本部機動部隊の事務所及び消防署出張所の名称及び位置を定める告示の一部改正について	(消防・総務課)	(第288号) 36
○ 市民緑地の管理期間の変更について	(緑土・緑地維持課)	(第289号) 37
○ 市民緑地の管理期間の変更について	(緑土・緑地維持課)	(第290号) 38

○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について	(緑土・緑地管理課)	(第291号)	39
○ 名古屋市公会堂の指定管理者の公募	(観光・文化芸術推進課)	(第292号)	41
○ 名古屋市民ギャラリーの指定管理者の公募	(観光・文化芸術推進課)	(第293号)	43
○ 名古屋市演劇練習館の指定管理者の公募	(観光・文化芸術推進課)	(第294号)	45
○ 名古屋市東山荘の指定管理者の公募	(観光・文化芸術推進課)	(第295号)	47
○ 名古屋市短歌会館の指定管理者の公募	(観光・文化芸術推進課)	(第296号)	49
○ 名古屋市青少年文化センターの指定管理者の公募	(観光・文化芸術推進課)	(第297号)	51
○ 名古屋能楽堂の指定管理者の公募	(観光・文化芸術推進課)	(第298号)	54
○ 名古屋市文化小劇場の指定管理者の公募	(観光・文化芸術推進課)	(第299号)	56

教 育 委 員 会 告 示

○ 教育委員会定例会の開催について	(第16号)	59
-------------------	--------	----

公 告

○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告	(上下水・営業課)	60
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告	(上下水・営業課)	61
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定広告	(上下水・営業課)	62
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告	(上下水・営業課)	63
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	64

正 誤

○ 令和 6年 1月11日付名古屋市公報第 155号中の訂正について	66
------------------------------------	----

規 則 の あ ら ま し

- 期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（第66号）

- 1 改正内容

職務段階別加算割合の見直しに伴い、規定の整理を行います。（附則第 6 項関係）

- 2 施行期日

公布の日から施行します。

期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 5 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第66号

期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則（平成29年名古屋市規則第16号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項中「第 2 項第 4 号の 2」の次に「、第 4 号の 3」を加え、「及び第 2 項第 6 号」を「並びに第 2 項第 4 号の 3 及び第 6 号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市告示第 272号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項、第86条第 1項及び第 115条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 6年 5月27日

名古屋市長 河 村 た か し

開設者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
社会福祉法人 紫水会	オーネスト紫 季桜 指定短 期入所生活介 護事業所	名古屋市北区楠二 丁目 822番地	令和 6年 4月 1日	指定居宅サービ ス 指定介護予防サ ービス
社会福祉法人 紫水会	特別養護老人 ホーム オー ネスト紫季桜	名古屋市北区楠二 丁目 822番地	令和 6年 4月 1日	指定介護福祉施 設サービス
社会福祉法人 紫水会	オーネスト二 方の郷指定短 期入所生活介 護事業所	名古屋市西区二方 町15番地	令和 6年 4月 1日	指定居宅サービ ス 指定介護予防サ ービス
社会福祉法人 紫水会	特別養護老人 ホーム オー ネスト二方の 郷	名古屋市西区二方 町15番地	令和 6年 4月 1日	指定介護福祉施 設サービス

社会福祉法人 紫水会	オーネストひ びの大宝指定 短期入所生活 介護事業所	名古屋市熱田区大 宝一丁目 1番 3号	令和 6年 4月 1日	指定居宅サービ ス 指定介護予防サ ービス
社会福祉法人 紫水会	特別養護老人 ホーム オー ネストひびの 大宝	名古屋市熱田区大 宝一丁目 1番 3号	令和 6年 4月 1日	指定介護福祉施 設サービス

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 273号

介護医療院の開設許可

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第 107条第 1項の規定により、介護医療院として、次のとおり開設許可しました。

令和 6年 5月27日

名古屋市長 河 村 た か し

開設者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	許可年月 日	サービスの種類
医療法人福友 会	医療法人福友 会天寿病院介 護医療院	名古屋市北区米が 瀬町 138番地	令和 6年 4月 1日	介護医療院サー ビス
医療法人東樹 会	介護医療院 東樹会	名古屋市天白区原 一丁目1307番地	令和 6年 4月 1日	介護医療院サー ビス

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 274号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第99条第 2項及び第 115条の 5第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、介護老人保健施設及び指定介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 6年 5月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月 日	サービスの種類
社会福祉法人 長生福寿会	特別養護老人 ホーム二方の 郷	名古屋市西区二 方町15番地	令和 6年 3月31日	指定居宅サービス 指定介護予防サー ビス
社会福祉法人 紫水会	オーネストひ びの大宝指定 短期入所生活 介護事業所	名古屋市熱田区 大宝一丁目 1番 3号	令和 6年 3月31日	指定居宅サービス 指定介護予防サー ビス

2 介護老人保健施設

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月 日	サービスの種類
独立行政法人 地域医療機能 推進機構	中京病院附属 介護老人保健 施設	名古屋市南区三 条一丁目 1番10 号	令和 6年 3月31日	介護保健施設サー ビス

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 275号

指定介護老人福祉施設等の辞退

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第78条の 8及び第91条の規定に基づき、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び指定介護老人福祉施設の指定の辞退がありました。

令和 6年 5月27日

名古屋市長 河 村 た か し

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	辞退年月 日	サービスの種類
社会福祉法人 紫水会	地域密着型特 別養護老人ホ ームオーネス トひびの大宝	名古屋市熱田区 大宝一丁目 1番 3号	令和 6年 3月31日	指定地域密着型サ ービス
社会福祉法人 長生福寿会	特別養護老人 ホーム二方の 郷	名古屋市西区二 方町15番地	令和 6年 3月31日	指定介護福祉施設 サービス

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 276号

指定介護療養型医療施設の辞退

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第 130条の2第 1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成 9年法律第 123号）第 113条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定の辞退がありました。

令和 6年 5月27日

名古屋市長 河 村 た か し

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	辞退年月 日	サービスの種類
社会福祉法人 共愛会	共愛病院	名古屋市中川区下 之一色町字権野 148番地の 1	令和 6年 3月31日	介護療養施設サ ービス
医療法人東樹 会	東樹会病院	名古屋市天白区原 一丁目1307番地	令和 6年 3月31日	介護療養施設サ ービス

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 277号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関
として、次の機関を指定しました。

令和 6年 5月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
星ヶ丘ファミリー クリニック	名古屋市千種区星ヶ丘 1丁目 1番地 の 7	令和 6年 4月 1日
ほしがおか成長ク リニック	名古屋市千種区星ヶ丘 1丁目 1番地 の 7	令和 6年 4月 1日
星ヶ丘ゆり皮フ科 クリニック	名古屋市千種区星ヶ丘 1丁目 1番地 の 7	令和 6年 4月 1日
本山アイクリニッ ク	名古屋市千種区本山町 4丁目24番地	令和 6年 4月 1日
あんウィメンズク リニック	名古屋市東区葵一丁目25番 7号	令和 6年 4月 1日

名城血管外科クリニック	名古屋市北区清水二丁目 7番 7号	令和 6年 4月 1日
上飯田泌尿器科内科クリニック	名古屋市北区八龍町 1丁目56番地	令和 6年 3月 1日
たなか在宅クリニック	名古屋市西区庄内通 3丁目27番地の 1	令和 6年 4月 1日
ひだまりこころクリニック名駅地下街サンロード院	名古屋市中村区名駅四丁目 7番25号 先	令和 6年 4月 1日
二村整形外科	名古屋市中村区岩塚町向田45番地の 1	令和 6年 4月 1日
城西名原訪問クリニック	名古屋市中村区北畑町 3丁目47番地 の 3	令和 6年 4月 1日
はっとり整形外科 リウマチクリニック	名古屋市中区新栄町 1丁目 3番地	令和 6年 4月 1日
DAIDO MEDICAL SQUARE	名古屋市中区栄四丁目 1番 1号	令和 6年 4月 1日
さくま内科糖尿病・甲状腺クリニック	名古屋市昭和区藤成通 2丁目 9番地	令和 6年 4月 1日
名古屋はなまる耳鼻科クリニック	名古屋市瑞穂区大喜新町 3丁目 5番 地の 1	令和 6年 4月 1日
いとうクリニック	名古屋市守山区森宮町58番地	令和 6年 3月 1日
相生山こどもクリニック	名古屋市緑区相川二丁目 126番地	令和 6年 4月 1日

山田クリニック	名古屋市緑区万場山二丁目 101番地	令和 6年 3月 1日
有松整形外科	名古屋市緑区東陵1101番地	令和 6年 4月 1日
あいちハートクリニック野並	名古屋市天白区古川町 158番地	令和 6年 4月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
山原クリニック歯科	名古屋市千種区竹越二丁目 3番22号	令和 6年 2月 7日
名駅ファイン歯科 ・矯正歯科	名古屋市中村区名駅四丁目 8番26号	令和 6年 4月 1日
わきた歯科クリニック	名古屋市昭和区川名町 5丁目35番地	令和 6年 3月 6日
医療法人治友会ル クス歯科・矯正歯 科瑞穂院	名古屋市瑞穂区大喜新町 3丁目 5番 地の 1	令和 6年 4月 1日
いわむら歯科	名古屋市瑞穂区中山町 5丁目 6番地	令和 6年 4月 1日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
日本調剤星ヶ丘薬 局	名古屋市千種区星ヶ丘 1丁目 1番地 の 7	令和 6年 4月 1日
Eファーマシー	名古屋市西区新道一丁目 5番 5号	令和 6年 4月 1日

いつき薬局	名古屋市中村区太閤三丁目 7番84号	令和 6年 3月 1日
しろねこ薬局	名古屋市中区大井町 4番 21号	令和 6年 3月 1日
ウエルシア薬局 i i NE マルシェ瑞 穂店	名古屋市瑞穂区大喜新町 3丁目 5番 地の 1	令和 6年 4月 1日
たんぽぽ薬局いい ねタウン瑞穂店	名古屋市瑞穂区大喜新町 3丁目 5番 地の 1	令和 6年 4月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーシ ョンこころ	名古屋市北区矢田町 1丁目 3番地の 3	令和 6年 3月 1日
H I M A R I 訪問 看護ステーション	名古屋市西区枇杷島三丁目26番11号	令和 6年 3月18日
訪問看護ステーシ ョン虹色こころ	名古屋市中村区椿町13番16号	令和 6年 4月 1日
ONE P I E C E 訪問看護ステ ーション	名古屋市中村区並木二丁目 148番地	令和 6年 4月 1日
あつたしろとり訪 問看護ステーショ ン	名古屋市熱田区神戸町 201番地	令和 6年 3月 1日
セノーテ訪問看護 名古屋ステーショ ン	名古屋市熱田区大宝一丁目 1番 1号	令和 6年 4月 1日

パブリカこころの 訪問看護ステーション名古屋港	名古屋市港区名港一丁目 8番 9号	令和 6年 4月 1日
訪問看護ステーションやすらぎ瀬古	名古屋市守山区瀬古三丁目 830番地	令和 6年 3月 1日
訪問看護ステーションかな	名古屋市天白区原四丁目1511番地	令和 6年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 278号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 6年 5月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	旧	医療法人勝又病院
	新	医療法人勝又勝又病院
所 在 地	名古屋市中区新栄一丁目32番22号	
変 更 年 月 日	令和 6年 3月 1日	

2 薬局

医 療 機 関 名	中日処方せん調剤薬局	
所 在 地	旧	名古屋市中区栄四丁目16番36号
	新	名古屋市中区栄四丁目 1番 1号
変 更 年 月 日	令和 6年 4月 1日	

医 療 機 関 名	鶴舞薬局
-----------	------

所在地	旧	名古屋市中区千代田五丁目23番 6号
	新	名古屋市中区千代田五丁目13番14号
変更年月日		令和 6年 4月 1日

3 訪問看護

医療機関名		訪問看護ステーションらしさ
所在地	旧	名古屋市昭和区桜山町 2丁目48番の 1
	新	名古屋市昭和区吹上二丁目 9番 9号
変更年月日		令和 6年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 279号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 6年 5月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
上飯田泌尿器科内 科クリニック	名古屋市北区八龍町 1丁目56番地	令和 6年 2月29日
加藤医院	名古屋市中区新栄町 3丁目13番地	令和 6年 3月29日
田中悦夫耳鼻咽喉 科	名古屋市守山区森宮町58番地	令和 6年 2月29日
山田クリニック	名古屋市緑区万場山二丁目 101番地	令和 6年 2月29日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
ワキタ歯科医院	名古屋市昭和区川名町 5丁目35番地	令和 6年 3月 5日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
合資会社マルヤス 薬局	名古屋市東区矢田二丁目11番36号	令和 6年 2月29日
トキワ調剤薬局	名古屋市中村区元中村町 3丁目 6番 地	令和 6年 4月 1日
いつき薬局	名古屋市中村区太閤三丁目 7番84号	令和 6年 2月29日
しろねこ薬局	名古屋市中区大井町 4番21号	令和 6年 2月29日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 280号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 6年 5月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
千種さわやかクリ ニック	名古屋市中区新栄三丁目20番28号	令和 6年 3月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 281号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 6年 5月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
なごや訪問クリニック	名古屋市東区芳野三丁目 6番 4号	令和 6年 3月31日
やながわクリニック	名古屋市北区大野町 3丁目16番地	令和 6年 2月21日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 282号

生活保護法による指定医療機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

令和 6年 5月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
星ヶ丘デンタルプラス	名古屋市千種区桜が丘50番地	令和 6年 3月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 283号

生活保護法による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、同法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 6年 5月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
まごころマッサー ジ治療院名古屋北	名古屋市北区山田一丁目13番25号	令和 6年 4月11日
鈴木 隆浩		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
まごころマッサー ジ治療院名古屋北	名古屋市北区山田一丁目13番25号	令和 6年 4月11日
鈴木 隆浩		

3 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
ハヤブサ接骨院	名古屋市千種区天満通 1丁目44番地 の 1	令和 6年 4月 1日
武井 義和		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 284号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を
担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 6年 5月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
グローイングマッ サージ治療院	名古屋市西区歌里町 326番地	令和 6年 4月15日
山崎 耕右		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 285号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項、第78条の 2第 1項、第 79条第 1項、第 115条の 2第 1項及び第 115条の22第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和 6年 5月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
Medical Consulting Seal 株式会社	ケアプラス ナースステーション今池	名古屋市千種区 今池四丁目15番 18号	令和 6年 5月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
医療法人敬生 会	さん訪問看護 ステーション	名古屋市北区清 水二丁目 2番 8 号	令和 6年 5月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ヤシ の木	ヤシの木訪問 看護	名古屋市北区中 味鉢三丁目 312 番地	令和 6年 5月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ウル トラス	緑の家 訪問 看護ステーション	名古屋市西区上 小田井二丁目	令和 6年 5月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護

	ヨン 名西	101番地		
株式会社フォース	プレシア訪問 看護ステーション瑞穂	名古屋市瑞穂区 牛巻町 5番 7号	令和 6年 5月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社フレンズ訪問看護ステーション	フレンズ訪問 看護ステーション	名古屋市中川区 中島新町三丁目 2509番地	令和 6年 5月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
N e s t L i n k s 株式 会社	ネストリンク ス訪問入浴介 護事業所	名古屋市南区柴 田町 1丁目17番 地の 1	令和 6年 5月 1日	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴 介護
特定非営利活動法人幸せつむぎ	訪問看護ステーション栞	名古屋市緑区西 神の倉一丁目 126番地	令和 6年 5月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社風	介護・福祉用具の風	名古屋市緑区森 の里一丁目 7番 地	令和 6年 5月 1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
株式会社Jフロンティア	訪問看護ステーション一つ山	名古屋市天白区 一つ山 3丁目 2 番地の 1	令和 6年 5月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社B e r i t a	訪問介護 あ いちっち	名古屋市東区豊 前町 2丁目68番 地	令和 6年 5月 1日	訪問介護

株式会社T u d o d e b o m	ヘルパーステ ーション m o m o	名古屋市北区御 成通 3丁目 9番 地の 4	令和 6年 5月 1日	訪問介護
株式会社A f O	訪問介護つむ ぎ	名古屋市西区花 の木三丁目13番 8号	令和 6年 5月 1日	訪問介護
株式会社L i f A c t	アース訪問介 護ステーショ ン	名古屋市中村区 長筏町 1丁目64 番地	令和 6年 5月 1日	訪問介護
株式会社ツク イ	ツクイ名古屋 瑞穂	名古屋市瑞穂区 大喜新町 3丁目 5番地の 1	令和 6年 5月 1日	通所介護
株式会社アイ コムパス	訪問介護あい こむ	名古屋市中川区 荒中町57番地	令和 6年 5月 1日	訪問介護
株式会社P E P	ヘルパーステ ーション香音	名古屋市港区名 港一丁目 4番17 号	令和 6年 5月 1日	訪問介護
株式会社創遊	リラガーデン	名古屋市港区小 割通 3丁目15番 地	令和 6年 5月 1日	通所介護

3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
グッドケア株 式会社	デイサービス いっぱい笑顔 平安通店	名古屋市北区下 飯田町 1丁目23 番地	令和 6年 5月 1日	地域密着型通所介 護
アセット・フ ロンティア株	おだやかケア	名古屋市中村区 名楽町 1丁目21	令和 6年 5月 1日	地域密着型通所介 護

式会社		番地		
株式会社加藤 元気商店	デイサービス べんがら亭	名古屋市中村区 牛田通 1丁目27 番地	令和 6年 5月 1日	地域密着型通所介 護
ルミエールコ アカンパニー 合同会社	ほっとすてー しょん 悠陽	名古屋市熱田区 一番一丁目20番 24号	令和 6年 5月 1日	地域密着型通所介 護
株式会社けや きクリエイト	けやきの家	名古屋市緑区南 大高四丁目1003 番地	令和 6年 5月 1日	地域密着型通所介 護

4 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社加藤 元気商店	べんがら亭居 宅介護支援事 業所	名古屋市中村区 牛田通 1丁目27 番地	令和 6年 5月 1日	居宅介護支援
株式会社だい ふく	支援センター ほんごう	名古屋市名東区 上菅二丁目1112 番地	令和 6年 5月 1日	居宅介護支援

5 指定介護予防支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社リハ ピネス	あいじゅケア ステーション	名古屋市千種区 千代が丘 3番 3 号	令和 6年 5月 1日	介護予防支援
合同会社中嶋 ケアサポート	ケアサポート なかじま	名古屋市北区八 竜町 1丁目36番	令和 6年 5月 1日	介護予防支援

		地		
ヒューマンライフケア株式会社	ヒューマンライフケア滝子	名古屋市昭和区 滝子通 3丁目28 番地の 1	令和 6年 5月 1日	介護予防支援
有限会社テン・コーポレーション	みずほ調剤センター薬局	名古屋市瑞穂区 北原町 3丁目 8 番地	令和 6年 5月 1日	介護予防支援
ICC・I 株式会社	ケアプランニングくれーぷ	名古屋市熱田区 三本松町16番 6 号	令和 6年 5月 1日	介護予防支援
一般社団法人 なごや在宅応援団	在宅支援センターたつのこ	名古屋市南区松 城町 1丁目35番 地の 1	令和 6年 5月 1日	介護予防支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 286号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第78条の 5第 2項、第 82条第 2項及び第 115条の 5第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 6年 5月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社H. L. E.	クアラ訪問看護ステーション	名古屋市熱田区 横田二丁目 1番 32号	令和 6年 3月12日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社フレンズホーム	フレンズ訪問看護ステーション	名古屋市中川区 中島新町三丁目 2509番地	令和 6年 3月29日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社フォーム	株式会社フォーム	名古屋市名東区 上社四丁目 191 番地	令和 6年 3月29日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社Bスタイル	ヘルパー事業 部リブレ	名古屋市中村区 稲西町 168番地 の11	令和 6年 3月 8日	訪問介護
株式会社アン プル	アンプルケア ステーション	名古屋市中白区 荒池一丁目 201 番地の 1	令和 6年 3月13日	訪問介護
みなと医療生 活協同組合	みなと医療生 活協同組合ヘ ルパーステー ションいなほ	名古屋市中川区 春田三丁目 114 番地	令和 6年 3月15日	訪問介護
有限会社ソー シャルネット ・プラム	介護ステーシ ョン・プラム	名古屋市昭和区 広路町字梅園71 番地	令和 6年 3月29日	訪問介護
アイエムケア サービス株式 会社	アイエムケア サービス	名古屋市守山区 小幡南二丁目18 番12号	令和 6年 3月29日	訪問介護

3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
合同会社マウ ス・マウス	デイサービス べんがら亭	名古屋市中村区 牛田通 1丁目27 番地	令和 6年 3月29日	地域密着型通所介 護
有限会社豊丸 ウェルネス	デイサービス 深川笑楽幸	名古屋市中村区 深川町 3丁目76 番地	令和 6年 3月29日	地域密着型通所介 護
合同会社F &	ケアハウス	名古屋市熱田区	令和 6年	地域密着型通所介

i	にじいろ	一番一丁目20番 24号	3月29日	護
---	------	-----------------	-------	---

4 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
合同会社ほしの	居宅介護支援 事業所 さやか	名古屋市名東区 一社二丁目52番 地	令和 6年 3月15日	居宅介護支援
株式会社Shallow・Field	ケアサポート 奏音	名古屋市千種区 希望ヶ丘 1丁目 13番 3号	令和 6年 3月29日	居宅介護支援
合同会社マウス・マウス	べんがら亭居 宅介護支援事 業所	名古屋市中村区 牛田通 1丁目27 番地	令和 6年 3月29日	居宅介護支援
株式会社ケアベルデ	ケアプランセ ンターベルデ 桜山	名古屋市昭和区 塩付通 7丁目56 番地	令和 6年 3月29日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 287号

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第 8条第 4項において準用する第 7条第 5項及び第 6項の規定により、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定し、その概要を次のとおり公表します。

令和 6年 5月29日

名古屋市長 河 村 た か し

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域 との重複 の有無		
○				名古屋市 富田、南 陽地域	無	令和元年度 から令和 6 年度まで	協和地域資源 保全会
○				名古屋市 富田、南 陽地域	無	令和元年度 から令和 6 年度まで	西福田地域資 源保全会

名古屋市緑政土木局農政部都市農業課

名古屋市告示第 288号

本部機動部隊の事務所及び消防署出張所の名称及び位置を定める
告示の一部改正について

平成13年名古屋市告示第 126号（本部機動部隊の事務所及び消防署出張所の
名称及び位置）の一部を次のように改正する。

令和 6年 5月30日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

名古屋市西消防署 押切出張所	名古屋市西区天神山町 1番24号	を
-------------------	------------------	---

削る。

附 則

この告示は、令和 6年 6月13日から施行する。

名古屋市消防局総務部総務課

名古屋市告示第 289号

市民緑地の管理期間の変更について

平成20年名古屋市告示第 164号の一部を次のように変更します。

令和 6年 5月30日

名古屋市長 河 村 た か し

3 市民緑地の管理期間中「平成20年 3月10日から平成35年 3月31日まで」
を「平成20年 3月10日から令和10年 3月31日まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地維持課

名古屋市告示第 290号

市民緑地の管理期間の変更について

平成16年名古屋市告示第 138号の一部を次のように変更します。

令和 6年 5月30日

名古屋市長 河 村 た か し

大将ヶ根市民緑地（図面緑 1のAの区域）の管理期間を「平成16年 3月24日～平成35年 3月31日」から「平成16年 3月24日～令和10年 3月31日」に、大将ヶ根市民緑地（図面緑 1のBの区域）の管理期間を「平成16年 3月24日～平成36年 3月31日」から「平成16年 3月24日～令和11年 3月31日」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地維持課

名古屋市告示第 291号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

令和 6年 5月31日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

白水公園	南区白水町、滝春町	図面南79の区域	令和 2年 3 月 2日
------	-----------	----------	-----------------

」

を

「

白水公園	南区白水町、滝春町	図面南79の区域	令和 2年 3 月 2日
鳥栖公園	南区鳥栖二丁目	図面南80の区域	令和 6年 6 月 1日

」

に改めます。

附 則

この告示は、令和 6年 6月 1日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 292号

名古屋市公会堂の指定管理者の公募

名古屋市公会堂条例（昭和31年名古屋市条例第 1号）第12条の規定により、
名古屋市公会堂の指定管理者を次のとおり募集します。

令和 6年 5月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

名古屋市公会堂

(2) 所在地

名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1番 3号

2 業務の範囲

- (1) 一般の利用に供すること。
- (2) 使用の許可に関すること。
- (3) 施設の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関する
すること。
- (4) 利用料金に関すること。
- (5) 緊急時対応に関すること。
- (6) 事業計画書に関すること。
- (7) 事業報告書に関すること。
- (8) 管理運営状況の点検及び評価に関すること。
- (9) 引継業務に関すること。
- (10) 提案事業に関すること。
- (11) その他必要な指定管理業務

3 指定期間

令和 7年 4月 1日から令和12年 3月31日まで

4 公募に関する書類の配付場所等

(1) 募集要項等の配付場所及び問合せ先

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課文化施設
担当

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-3175

ファクシミリ番号 052-972-4128

電子メールアドレス a3175@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロード
することができます。

アドレス <https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/50-8-26-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

(2) 申請書類の受付

ア 受付方法

募集要項等の配付場所へ直接持参してください。

イ 受付期限

令和 6年 8月 5日（月）午後 5時00分

ウ 受付時間

月曜日から金曜日まで（名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋
市条例36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。）の
午前 9時00分から午後 5時00分まで（正午から午後 1時00分までを除
きます。）

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課

名古屋市告示第 293号

名古屋市民ギャラリーの指定管理者の公募

名古屋市民ギャラリー条例（平成 3年名古屋市条例第14号）第11条の規定により、名古屋市民ギャラリーの指定管理者を次のとおり募集します。

令和 6年 5月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

名古屋市民ギャラリー栄

(2) 所在地

名古屋市中区栄四丁目 1番 8号

2 業務の範囲

- (1) 一般の利用に供すること。
- (2) 使用の許可に関すること。
- (3) 施設の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること。
- (4) 利用料金に関すること。
- (5) 緊急時対応に関すること。
- (6) 事業計画書に関すること。
- (7) 事業報告書に関すること。
- (8) 管理運営状況の点検及び評価に関すること。
- (9) 引継業務に関すること。
- (10) 提案事業に関すること。
- (11) その他必要な指定管理業務

3 指定期間

令和 7年 4月 1日から令和12年 3月31日まで

4 公募に関する書類の配付場所等

(1) 募集要項等の配付場所及び問合せ先

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課文化施設
担当

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-3175

ファクシミリ番号 052-972-4128

電子メールアドレス a3175@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス <https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/50-8-26-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

(2) 申請書類の受付

ア 受付方法

募集要項等の配付場所へ直接持参してください。

イ 受付期限

令和 6年 8月 5日（月）午後 5時00分

ウ 受付時間

月曜日から金曜日まで（名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。）の午前 9時00分から午後 5時00分まで（正午から午後 1時00分までを除きます。）

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課

名古屋市告示第 294号

名古屋市演劇練習館の指定管理者の公募

名古屋市演劇練習館条例（平成 7年名古屋市条例第15号）第11条の規定により、名古屋市演劇練習館の指定管理者を次のとおり募集します。

令和 6年 5月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

名古屋市演劇練習館

(2) 所在地

名古屋市中村区稲葉地町 1丁目47番地

2 業務の範囲

- (1) 一般の利用に供すること。
- (2) 使用の許可に関する事。
- (3) 施設の維持管理及び修繕（原形をばずる修繕及び模様替を除く。）に関する事。
- (4) 利用料金に関する事。
- (5) 緊急時対応に関する事。
- (6) 事業計画書に関する事。
- (7) 事業報告書に関する事。
- (8) 管理運営状況の点検及び評価に関する事。
- (9) 引継業務に関する事。
- (10) 提案事業に関する事。
- (11) その他必要な指定管理業務

3 指定期間

令和 7年 4月 1日から令和12年 3月31日まで

4 公募に関する書類の配付場所等

(1) 募集要項等の配付場所及び問合せ先

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課文化施設
担当

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-3175

ファクシミリ番号 052-972-4128

電子メールアドレス a3175@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス <https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/50-8-26-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

(2) 申請書類の受付

ア 受付方法

募集要項等の配付場所へ直接持参してください。

イ 受付期限

令和 6年 8月 5日（月）午後 5時00分

ウ 受付時間

月曜日から金曜日まで（名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。）の午前 9時00分から午後 5時00分まで（正午から午後 1時00分までを除きます。）

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課

名古屋市告示第 295号

名古屋市東山荘の指定管理者の公募

名古屋市東山荘条例（昭和43年名古屋市条例第 4号）第13条の規定により、
名古屋市東山荘の指定管理者を次のとおり募集します。

令和 6年 5月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

名古屋市東山荘

(2) 所在地

名古屋市瑞穂区初日町 2丁目 3番地

2 業務の範囲

- (1) 一般の利用に供すること。
- (2) 使用の許可に関すること。
- (3) 施設の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関する
すること。
- (4) 利用料金に関すること。
- (5) 緊急時対応に関すること。
- (6) 事業計画書に関すること。
- (7) 事業報告書に関すること。
- (8) 管理運営状況の点検及び評価に関すること。
- (9) 引継業務に関すること。
- (10) 提案事業に関すること。
- (11) その他必要な指定管理業務

3 指定期間

令和 7年 4月 1日から令和12年 3月31日まで

4 公募に関する書類の配付場所等

(1) 募集要項等の配付場所及び問合せ先

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課文化施設
担当

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-3175

ファクシミリ番号 052-972-4128

電子メールアドレス a3175@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス <https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/50-8-26-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

(2) 申請書類の受付

ア 受付方法

募集要項等の配付場所へ直接持参してください。

イ 受付期限

令和 6年 8月 5日（月）午後 5時00分

ウ 受付時間

月曜日から金曜日まで（名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。）の午前 9時00分から午後 5時00分まで（正午から午後 1時00分までを除きます。）

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課

名古屋市告示第 296号

名古屋市短歌会館の指定管理者の公募

名古屋市短歌会館条例（昭和39年名古屋市条例第61号）第12条の規定により、
名古屋市短歌会館の指定管理者を次のとおり募集します。

令和 6年 5月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

名古屋市短歌会館

(2) 所在地

名古屋市中区錦二丁目13番22号

2 業務の範囲

(1) 一般の利用に供すること。

(2) 使用の許可に関すること。

(3) 施設の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関する
すること。

(4) 使用料に関すること。

(5) 緊急時対応に関すること。

(6) 事業計画書に関すること。

(7) 事業報告書に関すること。

(8) 管理運営状況の点検及び評価に関すること。

(9) 引継業務に関すること。

(10) 提案事業に関すること。

(11) その他必要な指定管理業務

3 指定期間

令和 7年 4月 1日から令和 9年 3月31日まで

4 公募に関する書類の配付場所等

(1) 募集要項等の配付場所及び問合せ先

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課文化施設
担当

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-3175

ファクシミリ番号 052-972-4128

電子メールアドレス a3175@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロード
することができます。

アドレス <https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/50-8-26-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

(2) 申請書類の受付

ア 受付方法

募集要項等の配付場所へ直接持参してください。

イ 受付期限

令和 6年 8月 5日（月）午後 5時00分

ウ 受付時間

月曜日から金曜日まで（名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋
市条例36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。）の
午前 9時00分から午後 5時00分まで（正午から午後 1時00分までを除
きます。）

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課

名古屋市告示第 297号

名古屋市青少年文化センターの指定管理者の公募

名古屋市青少年文化センター条例（平成 8年名古屋市条例第16号）第12条の規定により、名古屋市青少年文化センターの指定管理者を次のとおり募集します。

令和 6年 5月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

名古屋市青少年文化センター

(2) 所在地

名古屋市中区栄三丁目18番 1号

2 業務の範囲

- (1) 一般の利用に供すること。
- (2) 使用の許可に関すること。
- (3) 施設の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること。
- (4) 利用料金に関すること。
- (5) 緊急時対応に関すること。
- (6) 事業計画書に関すること。
- (7) 事業報告書に関すること。
- (8) 管理運営状況の点検及び評価に関すること。
- (9) 引継業務に関すること。
- (10) 提案事業に関すること。

(11) その他必要な指定管理業務

3 指定期間

令和 7年 4月 1日から令和12年 3月31日まで

4 公募に関する書類の配付場所等

(1) 募集要項等の配付場所及び問合せ先

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課文化施設
担当

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-3175

ファクシミリ番号 052-972-4128

電子メールアドレス a3175@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロード
することができます。

アドレス <https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/50-8-26-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

(2) 申請書類の受付

ア 受付方法

募集要項等の配付場所へ直接持参してください。

イ 受付期限

令和 6年 8月 5日（月）午後 5時00分

ウ 受付時間

月曜日から金曜日まで（名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋
市条例36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。）の
午前 9時00分から午後 5時00分まで（正午から午後 1時00分までを除
きます。）

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課

名古屋市告示第 298号

名古屋能楽堂の指定管理者の公募

名古屋能楽堂条例（平成 8年名古屋市条例第43号）第13条の規定により、名古屋能楽堂の指定管理者を次のとおり募集します。

令和 6年 5月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

名古屋能楽堂

(2) 所在地

名古屋市中区三の丸一丁目 1番 1号

2 業務の範囲

- (1) 一般の利用に供すること。
- (2) 使用の許可に関すること。
- (3) 施設の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること。
- (4) 利用料金に関すること。
- (5) 緊急時対応に関すること。
- (6) 事業計画書に関すること。
- (7) 事業報告書に関すること。
- (8) 管理運営状況の点検及び評価に関すること。
- (9) 引継業務に関すること。
- (10) 提案事業に関すること。
- (11) その他必要な指定管理業務

3 指定期間

令和 7年 4月 1日から令和12年 3月31日まで

4 公募に関する書類の配付場所等

(1) 募集要項等の配付場所及び問合せ先

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課文化施設
担当

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-3175

ファクシミリ番号 052-972-4128

電子メールアドレス a3175@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス <https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/50-8-26-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

(2) 申請書類の受付

ア 受付方法

募集要項等の配付場所へ直接持参してください。

イ 受付期限

令和 6年 8月 5日（月）午後 5時00分

ウ 受付時間

月曜日から金曜日まで（名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。）の午前 9時00分から午後 5時00分まで（正午から午後 1時00分までを除きます。）

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課

名古屋市告示第 299号

名古屋市文化小劇場の指定管理者の公募

名古屋市文化小劇場条例（平成 3年名古屋市条例第10号）第11条の規定により、名古屋市文化小劇場の指定管理者を次のとおり募集します。

令和 6年 5月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設名及び所在地

(1) 名古屋市中村文化小劇場

- ア 施設名 名古屋市中村文化小劇場
- イ 所在地 名古屋市中村区中村町字茶ノ木25番地

(2) 名古屋市南文化小劇場

- ア 施設名 名古屋市南文化小劇場
- イ 所在地 名古屋市南区千竈通 2丁目10番地の 2

(3) 名古屋市天白文化小劇場

- ア 施設名 名古屋市天白文化小劇場
- イ 所在地 名古屋市天白区原一丁目 301番地

(4) 名古屋市守山文化小劇場

- ア 施設名 名古屋市守山文化小劇場
- イ 所在地 名古屋市守山区小幡南一丁目24番10号

(5) 名古屋市千種文化小劇場

- ア 施設名 名古屋市千種文化小劇場
- イ 所在地 名古屋市千種区千種三丁目 6番10号

(6) 名古屋市中川文化小劇場

- ア 施設名 名古屋市中川文化小劇場
- イ 所在地 名古屋市中川区吉良町 178番地の 3

(7) 名古屋市瑞穂文化小劇場

ア 施設名 名古屋市瑞穂文化小劇場

イ 所在地 名古屋市瑞穂区豊岡通 3丁目29番地

2 業務の範囲

- (1) 一般の利用に供すること。
- (2) 使用の許可に関する事。
- (3) 施設の維持管理及び修繕（原形をばずる修繕及び模様替を除く。）に関する事。
- (4) 利用料金に関する事。
- (5) 緊急時対応に関する事。
- (6) 地域の文化振興を図るための事業に関する事。
- (7) 事業計画書に関する事。
- (8) 事業報告書に関する事。
- (9) 管理運営状況の点検及び評価に関する事。
- (10) 引継業務に関する事。
- (11) 提案事業に関する事。
- (12) その他必要な指定管理業務

3 指定期間

令和 7年 4月 1日から令和12年 3月31日まで

4 公募に関する書類の配付場所等

(1) 募集要項等の配付場所及び問合せ先

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課文化施設
担当

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-3175

ファクシミリ番号 052-972-4128

電子メールアドレス a3175@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス <https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/50-8-26-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

(2) 申請書類の受付

ア 受付方法

募集要項等の配付場所へ直接持参してください。

イ 受付期限

令和 6年 8月 5日（月）午後 5時00分

ウ 受付時間

月曜日から金曜日まで（名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。）の午前 9時00分から午後 5時00分まで（正午から午後 1時00分までを除きます。）

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課

名古屋市教育委員会告示第16号

教育委員会定例会の開催について

令和6年6月3日午後3時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和6年5月28日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

1 議事

訴訟上の和解について

令和6年度一般会計補正予算について

名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会委員の委嘱について

2 協議題

名古屋市総合計画2028（案）について

中学校スクールランチ調理業務等の入札参加業者に対する公正取引委員会の排除措置命令等について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

令和 6年 5月27日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1113号	(株)八木設備	八木 和浩	名古屋市守山区守山二丁目26番11号	令和 6年 4月16日
第1613号	(株)藤本設備	藤本 武司	名古屋市天白区笹原町1010番地	令和 6年 4月17日
第1614号	(株)ミナガ	三永 勲男	愛知県小牧市新町一丁目 290番地 2	令和 6年 4月17日
第1616号	(株)Y S コーポレーション	藤岡 均都	愛知県弥富市鍋田町八穂 156番地 1	令和 6年 4月17日
第1617号	(株)R K T	伊藤 亮介	名古屋市緑区平手南一丁目 602番	令和 6年 4月17日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

令和 6年 5月27日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第1385号	(株)ダンレイ	森上 和久	神奈川県茅ヶ崎市南湖一丁目10番26号	令和 6年 3月15日
第 135号	(株)細田工務店	細田 雅仁	名古屋市中村区道下町 3丁目25番地	令和 6年 3月31日
第1027号	アサイ住宅機器	浅井 富義	名古屋市熱田区一番三丁目 9番 3号	令和 6年 4月 5日
第1113号	八木設備	八木 和浩	名古屋市守山区守山二丁目26番11号	令和 6年 4月16日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第 3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第 1項第 1号の規定により公告する。

令和 6年 5月27日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1113号	(株)八木設備	八木 和浩	名古屋市守山区守山二丁目26番11号	令和 6年 4月16日
第1613号	(株)藤本設備	藤本 武司	名古屋市天白区笹原町1010番地	令和 6年 4月17日
第1614号	(株)ミナガ	三永 勲男	愛知県小牧市新町一丁目 290番地 2	令和 6年 4月17日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第7条第2項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第1項第2号の規定により公告する。

令和6年5月27日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第135号	㈱細田工務店	細田 雅仁	名古屋市中村区道下町3丁目25番地	令和6年3月31日
第1113号	八木設備	八木 和浩	名古屋市守山区守山二丁目26番11号	令和6年4月16日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 6年 5月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクシオス千種

名古屋市中区新栄三丁目2019番地 ほか 5筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ホワイトハウス 代表取締役 木村 文夫 名古屋市名東区本郷三丁目 139番 地	株式会社ロピア 代表取締役 高木 勇輔 川崎市幸区南幸町二丁目 9番地 ほか 3者

3 変更の日

令和 6年 5月15日

4 変更する理由

入店のため

5 届出の日

令和 6年 5月15日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 5月30日から同年 9月30日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 6年 9月30日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

正

誤

令和 6年 1月11日付名古屋市公報第 155号中の訂正について

ページ	件 名	誤	正
31	名古屋市規則第95号 附則第 2項	同条第28号の 2	第28号の 2

なお、名古屋市公報第 155号の該当ページは、本日訂正いたしました。